

東京技芸国保の「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」について

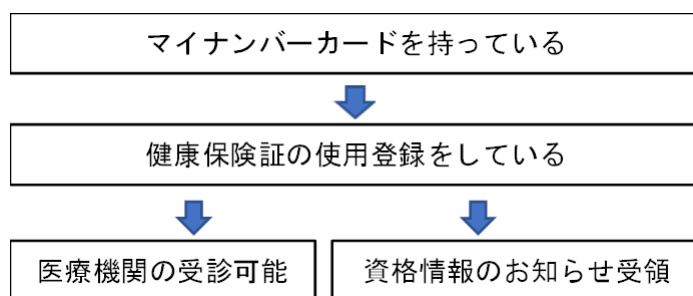
当組合では令和6年12月2日以降は従前の被保険者証（保険証）の発行は行っていません。このため、マイナンバーカードをお持ちでない方又は持っても保険証の使用登録をしていない方には「資格確認書」を、マイナンバーカードで保険証使用登録をしている方には「資格情報のお知らせ」をお送りします。どちらも申請は不要です。

マイナンバーカードを使用することにより、初めて受診する医療機関でも被保険者の同意があれば特定健診や薬剤情報が医師に提供されるためよりよい治療が受けられます。また、薬局では薬の重複処方を防ぐことができます。さらに、マイナンバーカードを保険証として利用することにより、高額な費用がかかったとき限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額までの支払となります。

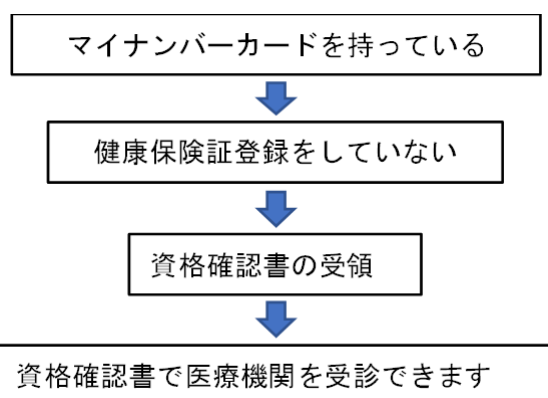
令和7年4月以降の医療機関のかかり方

- ①マイナンバーカード（保険証使用登録済み）をお持ちの被保険者の方
マイナンバーカードで医療機関を受診できます。

資格情報のお知らせをお送りします。資格情報のお知らせは申請不要です。



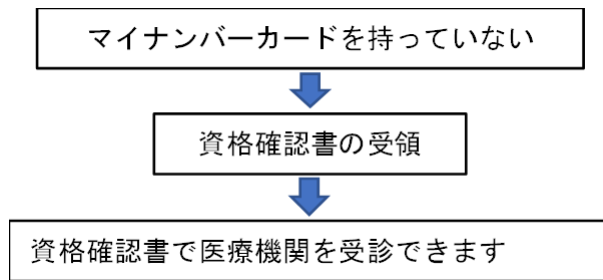
- ②マイナンバーカードを持っても保険証使用登録をしていない被保険者の方
組合から資格確認書を発行します。資格確認書の発行は申請不要です。



資格確認書の有効期限は令和8年3月31日までとなります。

- ③マイナンバーカードをお持ちでない方

組合から資格確認書を発行します。資格確認書の発行は申請不要です。
資格確認書の有効期限は令和8年3月31日までとなります。



④新規加入の被保険者の方

- マイナンバーカードの保険証使用登録をしている場合は、組合でその確認までに最長2～3か月を要します。その間に医療機関で使用できる資格確認書（最長3箇月）を発行します。ただし、加入時にマイナンバーカードの保険証使用登録が判明している場合は資格情報のお知らせを発行します。また、マイナンバーカードを持っていない方、持っても登録されていない方は、資格がないことを確認できるまでに2～3か月を必要としますので、資格確認書（最長3箇月）を発行します。資格がないことが確認できた場合は再度令和8年3月31日まで有効の資格確認書をお送りします。

⑤マイナンバーカードの保険証使用登録を解除された被保険者

当組合で使用解除届を受理した後に②と同様な対応になります。また、マイナンバーカードの登録を解除された方は③と同様な対応になります。

⑥マイナンバーの有効期限が来て更新をされない被保険者

マイナンバーカードは有効登録期間があります。この登録期間以後は更新されないとマイナンバーカードの効力はなくなります。このため、保険証使用登録をしても無効となります。

登録期限の確認は図のようにマイナンバーカード【おもて面】の右上に記載されています。



この箇所に西暦で
「20〇〇年〇月〇〇日まで有効」
と記載されています。

【おもて面】

有効期限が切れたマイナンバーカードは医療機関で使用できなくなりますので、③と同様な取り扱いとなります。資格確認書の発行までには2～3箇月が必要となりますのでご注意ください。

マイナンバーカードの更新はお住いの区市町村で行っています。

マイナンバーカードに記載されている情報を更新したい方

マイナンバーカードに記載（印字）されている情報が、結婚で苗字が変わったり、転居で住所の変更が生じたりした場合に、マイナンバーカードに記載（印字）されている情報の更新は組合では対応できませんので、お住いの区市町村にお問い合わせください。

なお、組合にも変更届を忘れずにご提出ください。